

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係

第1表	職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	参考-1
第2表	職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	参考-2
第3表	職員の平均給与月額	参考-3
第4表	行政職給料表適用職員の級別平均給与月額及び平均年齢	参考-4
第5表	職員の給料表別、級別、号給別人員	参考-5
第6表	職員の扶養親族数別人員	参考-30
第7表	職員の住居手当の支給状況	参考-32
第8表	職員の通勤手当の支給状況	参考-33
第9表	職員の単身赴任手当の支給状況	参考-34
第10表	職員の管理職手当の支給状況	参考-34
第11表	職員の地域手当の支給状況	参考-34
第12表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	参考-35
第13表	職員給与と国家公務員給与との比較	参考-36

2 民間給与関係

	平成29年職種別民間給与実態調査の概要	参考-37
第14表	産業別、企業規模別調査事業所数	参考-38
第15表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	参考-39
第16表	企業規模別、職種別給与額等	参考-40
第17表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等（事務・技術関係職種）	参考-47
第18表	民間における初任給の改定状況	参考-55
第19表	民間における定期昇給制度の状況	参考-55
第20表	民間における家族手当の支給状況	参考-56
第21表	民間における住宅手当の支給状況	参考-56
第22表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考-57
第23表	民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の 割増賃金率の状況	参考-57
第24表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	参考-58

3 生計費関係

	平成29年4月の標準生計費算定方法	参考-59
第25表	名古屋市における費目別、世帯人員別標準生計費	参考-60

4 労働経済関係

第26表	労働経済指標	参考-62
------	--------	-------

1 職員給与関係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成29年・28年職員給与実態調査)

給料表	適用人員等								
	平成29年4月 (A)			平成28年4月 (B)			増減 (A) - (B)		
	人員	平均年齢	平均経験年数	人員	平均年齢	平均経験年数	人員	平均年齢	平均経験年数
行政職給料表	9,243	41.9	19.8	9,597	41.9	19.9	△354	0.0	△0.1
公安職給料表	13,236	38.4	17.0	13,237	38.4	17.1	△1	0.0	△0.1
教育職給料表(一)	10,117	42.9	20.3	10,545	43.1	20.5	△428	△0.2	△0.2
教育職給料表(二)	21,923	40.6	17.9	30,245	40.9	18.2	△8,322	△0.3	△0.3
教育職給料表(三)	51	46.9	23.9	49	46.9	23.9	2	0.0	0.0
研究職給料表	472	43.2	20.1	479	43.3	20.2	△7	△0.1	△0.1
医療職給料表(一)	53	52.1	26.8	54	51.7	26.2	△1	0.4	0.6
医療職給料表(二)	336	42.6	19.5	349	42.5	19.6	△13	0.1	△0.1
医療職給料表(三)	345	42.4	19.4	349	42.5	19.6	△4	△0.1	△0.2
福祉職給料表	113	40.4	18.6	137	40.2	17.1	△24	0.2	1.5
特定任期付職員給料表	2	64.6	3.7	2	63.6	2.7	0	1.0	1.0
全給料表	55,891	40.8	18.5	65,043	41.0	18.6	△9,152	△0.2	△0.1

- (注) 1 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に定める給料表をいう(以下第6表まで同じ(第4表を除く。))。
 2 再任用職員等は含まれていない(以下第11表まで及び第13表について同じ。)
 3 △印は、減少を示す。

備考 上記の給料表のほかに、指定職給料表、第一号任期付研究員給料表(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に定める給料表をいう。)及び第二号任期付研究員給料表(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に定める給料表をいう。)があるが、適用者はいない。

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

(平成29年職員給与実態調査)

区分 給料表	学歴別人員構成比					性別人員構成比	
	大学卒 %	うち 大学院修了 %	短大卒 %	高校卒 %	中学卒 %	男性 %	女性 %
行政職給料表	73.3	6.7	7.6	19.0	0.1	68.2	31.8
公安職給料表	57.9	0.2	4.3	37.7	0.0	91.3	8.7
教育職給料表(一)	95.1	11.3	3.3	1.6	—	60.6	39.4
教育職給料表(二)	96.0	5.3	4.0	—	—	48.7	51.3
教育職給料表(三)	7.8	—	86.3	5.9	—	9.8	90.2
研究職給料表	97.9	44.1	0.6	1.5	—	79.2	20.8
医療職給料表(一)	100.0	15.1	—	—	—	77.4	22.6
医療職給料表(二)	84.2	11.0	13.4	2.4	—	49.7	50.3
医療職給料表(三)	35.1	—	47.5	17.1	0.3	9.6	90.4
福祉職給料表	54.9	2.7	41.6	3.5	—	39.8	60.2
特定任期付職員給料表	100.0	100.0	—	—	—	100.0	—
全給料表	82.5	5.7	5.0	12.5	0.0	64.2	35.8
昨年の状況	83.6	5.4	5.1	11.3	0.0	61.7	38.3

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれ100と一致しない場合がある。

第3表 職員の平均給与月額

(平成29年職員給与実態調査)

給料表	区分	給与種目				平均給与月額 計
		給料	扶養手当	地域手当	その他	
		円	円	円	円	円
行政職給料表		329,395	9,149	34,908	14,536 (15,007)	387,988 (388,459)
公安職給料表		327,052	13,335	34,202	7,065 (7,140)	381,654 (381,729)
教育職給料表(一)		377,870	8,787	39,058	16,082 (16,278)	441,797 (441,993)
教育職給料表(二)		356,381	6,965	36,974	17,029 (17,357)	417,349 (417,677)
教育職給料表(三)		394,034	9,431	40,899	9,920 (10,197)	454,284 (454,561)
研究職給料表		355,147	10,819	38,098	22,626 (23,376)	426,690 (427,440)
医療職給料表(一)		552,289	12,211	100,946	203,608 (206,929)	869,054 (872,375)
医療職給料表(二)		332,677	7,331	34,874	15,058 (15,495)	389,940 (390,377)
医療職給料表(三)		342,915	5,589	35,123	9,039 (9,176)	392,666 (392,803)
福祉職給料表		334,750	6,274	34,450	10,653 (10,827)	386,127 (386,301)
特定任期付職員給料表		772,000	—	77,200	—	849,200
全給料表		円	円	円	円	円
	平成29年4月(A)	348,818	9,196	36,399	14,229 (14,502)	408,642 (408,915)
	平成28年4月(B)	350,977	8,939	34,032	14,359 (14,634)	408,307 (408,582)
	(A) / (B) × 100	% 99.4	% 102.9	% 107.0	% 99.1 [99.1]	% 100.1 [100.1]

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び平成27年切替えに伴う経過措置額を含む。
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
 3 その他は、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当等である。
 4 ()内は、特例条例による減額前の額であり、[]内は、平成29年4月における当該額の平成28年4月における額に対する比率である。

第4表 行政職給料表適用職員の級別平均給与月額及び平均年齢

(平成29年職員給与実態調査)

区分 級	職員数	平均年齢	給与種目				平均給与月額 計
			給料	扶養手当	地域手当	その他	
	人	歳	円	円	円	円	円
10級	11	56.2	532,113	15,218	68,492	136,166 (143,045)	751,989 (758,868)
9級	14	58.3	500,612	9,929	68,425	123,857 (130,274)	702,823 (709,240)
8級	112	57.5	460,225	11,133	58,783	107,195 (112,761)	637,336 (642,902)
7級	699	55.6	439,179	13,893	53,704	80,703 (84,825)	587,479 (591,601)
6級	1,471	52.6	411,893	15,173	43,529	10,217 (10,598)	480,812 (481,193)
5級	847	49.5	389,775	15,070	40,862	6,102 (6,245)	451,809 (451,952)
4級	2,233	46.3	367,134	11,636	38,007	4,131	420,908
3級	1,176	38.1	295,635	7,379	30,325	7,988	341,327
2級	1,383	29.8	230,139	2,348	23,406	11,667	267,560
1級	1,297	24.5	193,840	237	19,486	5,989	219,552
全級	9,243	41.9	329,395	9,149	34,908	14,536 (15,007)	387,988 (388,459)

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び平成27年切替えに伴う経過措置額を含む。
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
 3 その他は、住居手当、管理職手当、単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当、へき地手当等である。
 4 ()内は、特例条例による減額前の額である。

第5表 職員の給料表別、級別、号給別人員

行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4							1			6
5										
6										
7										3
8			3							
9	5		6							
10			3							1
11	1	1	1							
12	2	1	4							
13	7	123	11							
14	2	59	3							
15		60	4							
16	2	33	4						1	
17	19	101	7						3	
18	3	90	5						3	
19		41	2							
20	3	48	7	1						
21	22	96	27	4						1
22	2	69	38	3					2	
23	3	47	37	1					5	
24	1	35	36	2						
25	34	38	34	7						
26	8	57	39	5						
27	9	56	52	5						
28	5	40	36	7						
29	233	39	40	8						
30	17	66	26	8						
31	13	42	21	12				1		
32	8	46	22	8				1		
33	212	31	22	7				3		
34	41	44	23	7			3	28		
35	25	48	18	9			3	9		
36	14	39	16	8			16	14		
37	175	18	28	7			38	16		
38	62	2	15	9			58	3		
39	28	1	24	15			27	14		
40	27	1	29	14			46	7		
41	171	1	38	16			44	4		
42	55		17	7			34	2		
43	53		13	9			19	2		
44	27	1	11	7			18	2		
45	6		20	16			20			
46		1	19	19			22			
47	1		5	11		1	10	1		
48			6	19			9	2		
49			19	25		1	4	1		
50	1		14	23		3	10	1		
51			14	33	3	13	14	1		
52			13	20	1	8	17			
53			16	52	2	52	14			
54			7	41	8	64	12			
55			12	54	6	81	15			
56			12	48	9	78	14			
57		2	12	53	9	41	9			
58			6	52	11	44	16			
59			10	73	11	60	18			
60		1	9	57	14	82	29			
61			11	57	16	47	30			
62			9	42	9	40	29			
63			7	56	19	44	16			
64		1	9	44	22	41	25			
65			10	58	15	54	59			
66			8	43	23	28				
67		1	10	65	34	17				
68			8	67	49	19				
69		1	6	53	36	37				
70			6	45	27	26				
71			4	56	29	35				
72			7	75	36	25				
73			7	65	32	22				
74			6	68	42	11				
75		1	4	61	33	15				
76			4	50	29	21				

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
77			8	69	29	16				
78			6	56	36	25				
79			4	46	39	14				
80			3	33	31	14				
81			4	35	15	17				
82			7	21	33	22				
83			4	22	17	28				
84			6	24	15	24				
85			9	19	9	301				
86			2	12	7					
87			6	13	10					
88			7	11	7					
89			4	15	5					
90			1	9	6					
91			2	3	7					
92			5	4	2					
93			5	5	54					
94			3	8						
95			4	2						
96			6	5						
97			3	134						
98			5							
99			3							
100			3							
101			1							
102			2							
103			3							
104			2							
105			3							
106			2							
107										
108			1							
109			4							
110			2							
111			1							
112			1							
113			12							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125		1								
計	1,297	1,383	1,176	2,233	847	1,471	699	112	14	11

適用職員数	9,243 人
-------	---------

(注) 各級内の太線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0は空欄とした。
以下第5表の各表について同じ。

公安職給料表 (警察官に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5								1	2
6					1				
7	125								
8									
9	15								
10									
11	111		2						
12	1								
13	57			1					
14	7		2						
15	2	242							
16	4	7	2						
17	130	11		1					
18	3	5	1	2					
19	34	202							
20	2	6	1	2					
21	88	43	5						
22	6	19	4	1	1				
23	42	41	6	3					1
24	8	194	1	1					
25	49	75	5	3					
26	4	51	4	2		1			
27	16	31	12	1	1				
28	3	203	10	4	1				
29	1	29	6	4		1			
30		59	7	1					
31		30	39	5	2				
32		164	22	3		2			
33		51	14	8		1			
34		53	6	9	2				
35		35	28	29	1				
36		145	77	40	1				1
37		43	90	50	1	2			9
38		95	82	47	1				2
39		47	59	61	2	1		1	8
40		189	71	55	2	5			4
41		107	82	54	3	1	1		3
42		69	80	62	2	1			3
43		48	66	58		2			1
44		40	87	62	3	1			2
45		93	80	57	3	1			3
46		72	94	67	2	1	1		2
47		37	94	72	4				2
48		18	77	67	7	2	1		
49		5	108	77	6	6		12	3
50		1	115	74	7	4	2	10	2
51		4	62	73	12	2		16	1
52		4	65	75	11	4		3	1
53		4	48	96	16		2	6	2
54		1	52	86	13	4	3	3	1
55		4	54	84	12	1	1	9	1
56		1	47	86	16	1	7	1	2
57		2	34	80	18		32	2	16
58		1	41	76	21	1	8	1	
59			44	68	9	5	23	2	
60		1	31	67	16	2	14	2	
61			26	77	19	4	12	1	
62			27	64	16	1	16	1	
63		2	38	69	19	3	18	1	
64			36	76	12	3	12	2	
65			37	75	17	6	15	4	
66			33	79	28	1	10	7	
67			27	81	22		13	2	
68			31	71	21	2	8	2	
69			26	49	15	2	8	3	
70			22	45	24	5	7		
71		1	31	70	21	3	8	1	
72			21	63	33	2	9	2	
73			18	46	50	2	5	47	
74			12	45	31	1	4		
75			22	32	30	4	5		
76		1	12	35	18	1	9		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			13	37	32	1	5		
78			10	39	36	2	7		
79			16	37	32	2	12		
80			12	62	27	2	5		
81			11	50	33	4	7		
82			8	31	27	2	2		
83			9	50	27		4		
84			11	28	27	3	7		
85			10	34	18	2	185		
86			17	39	25	7			
87			5	24	30	4			
88			10	22	28	3			
89			6	33	21	3			
90		1	5	34	22	4			
91			4	20	26	5			
92			6	24	24	3			
93			7	25	17	112			
94			7	23	32				
95		1	5	21	28				
96			7	17	27				
97			2	24	31				
98			6	17	30				
99			7	15	41				
100			3	26	37				
101			5	15	41				
102			5	22	41				
103			8	24	30				
104			7	21	42				
105				20	45				
106			3	12	33				
107			3	14	37				
108				17	33				
109			2	13	275				
110			3	15					
111			5	12					
112				19					
113			3	13					
114			3	17					
115			3	12					
116			2	13					
117			2	19					
118			1	16					
119				15					
120			3	26					
121			3	14					
122			3	14					
123				26					
124			1	19					
125			1	23					
126				27					
127			2	32					
128			2	21					
129			1	28					
130		1	1	37					
131			3	31					
132			3	25					
133				399					
134									
135			3						
136			1						
137									
138			2						
139									
140			1						
141			26						
142									
143									
144									
145									
計	708	2,589	2,644	4,514	1,828	251	488	142	72

適用職員数	13,236人
-------	---------

教育職給料表(一) (高等学校等に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5		95		
6		4		
7		12		
8		25		
9		72		
10		10		
11	1	20		
12		29		
13		31		
14		93		
15		24		
16		26		
17		68		
18		135		
19		33		
20		51		
21		92		
22	1	39		
23		113		
24	1	53		
25	1	59		
26		71		
27		124		
28		49		
29	1	65		
30		69		
31		55		2
32	1	104		
33	1	63		1
34	3	62		3
35	3	69		5
36		48		6
37	1	49		5
38	4	91		9
39	1	72		19
40	2	46		9
41	5	55		16
42	4	77		10
43	3	33		13
44	3	52		5
45		66		4
46	3	47		
47	4	61		2
48	2	52		3
49	4	46		2
50		59		4
51	4	73		5
52	1	48		2
53	2	46		4
54	1	53		6
55	2	60		4
56		40		6
57	2	59	1	5
58	3	44	2	8
59	2	66		2
60	3	44		3
61	3	44	1	18
62	2	58	6	
63	2	61	8	
64	2	68	37	
65	3	46	5	
66		59	2	
67	3	44	18	
68	3	61	10	
69	2	50	26	
70	1	62	6	
71	7	55	17	
72		63	8	
73	2	57	17	
74	1	52	4	
75	3	49	10	
76	3	59	9	

職務の級 号給	1	2	3	4
77	3	58	21	
78	5	72	12	
79	2	52	12	
80	3	41	7	
81	2	39	7	
82	3	65	16	
83	3	51	13	
84		37	7	
85	3	32	10	
86		43	7	
87	3	50	5	
88		38	3	
89	5	43	5	
90	4	53	6	
91	3	36	8	
92	1	47	5	
93	1	70	23	
94	2	53		
95		43		
96	1	40		
97	1	42		
98	1	39		
99		29		
100		47		
101	1	23		
102		26		
103	3	37		
104		47		
105		50		
106	1	40		
107	1	58		
108		46		
109	1	38		
110		48		
111	1	73		
112		37		
113		33		
114	1	125		
115		61		
116	4	40		
117	1	44		
118		15		
119		28		
120		19		
121	1	25		
122		15		
123		10		
124	2	17		
125	4	19		
126	2	35		
127	1	55		
128		36		
129	2	50		
130		60		
131		41		
132	1	85		
133		43		
134	1	44		
135		70		
136		100		
137	1	53		
138	1	15		
139	2	6		
140	1	141		
141		61		
142	2	142		
143	1	133		
144		81		
145	1	97		
146		72		
147		86		
148	1	233		
149	1	127		
150		166		
151		239		
152	1	214		

職務の級 号給	1	2	3	4
153	2	686		
154	1			
155	1			
156	1			
157	2			
158				
159	1			
160	2			
161	25			
計	227	9,355	354	181

適用職員数	10,117 人
-------	----------

教育職給料表(二) (中学校又は小学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭等に適用)

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15		1			
16					
17		421			
18		11			
19		20			
20		56			
21		494			
22		17			1
23		49			1
24		102			3
25		124			22
26		402			39
27		55			32
28		51			45
29		167			60
30		469			37
31		36			64
32		70			79
33		144			40
34		130			37
35		435			29
36		76			15
37		117			9
38		171			9
39		446			8
40		87			15
41		127			31
42		168			21
43		133			21
44		341			11
45		102			13
46		106			12
47		178			26
48		122			21
49		85			20
50		319			36
51		129			32
52		88			21
53		138			18
54		302			13
55		94			15
56		130			11
57		155			17
58		127			11
59		250			20
60		102			17
61		129			102
62		161			
63		223			
64		123			
65		138			
66		169			
67		213		1	
68		99		1	
69		122	1		
70		114			
71		131		1	
72		109			
73		100		4	
74		207		1	
75		114		3	
76		138		1	

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
77		132		3	
78		190		34	
79		109		72	
80		160		55	
81		114		69	
82		170		15	
83		111		37	
84		99	1	120	
85		134	1	60	
86		93	2	71	
87		128	3	51	
88		108	3	64	
89		80		15	
90		152		11	
91		99		6	
92		91		2	
93		105		11	
94		132		26	
95		87	1	24	
96		86	3	20	
97		92	3	46	
98		91	1	8	
99		90	4	4	
100		76	1	9	
101		124	5	10	
102		101	1	11	
103		81	1	13	
104		100	3	11	
105		151	2	144	
106		116	1		
107		81			
108		104			
109		76	4		
110		70			
111		76			
112		103			
113		37			
114		53			
115		68			
116		88			
117		74			
118		69			
119		123			
120		80			
121		72			
122		85			
123		109			
124		75			
125		81			
126		205			
127		98			
128		98			
129		48			
130		33			
131		38			
132		45			
133		56			
134		21			
135		17			
136		17			
137		41			
138		83			
139		112			
140		86			
141		90			
142		162			
143		76			
144		236			
145		83			
146		88			
147		117			
148		151			
149		89			
150		13			
151		16			
152		5			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
153		8			
154		135			
155		76			
156		89			
157		150			
158		95			
159		85			
160		106			
161		102			
162		182			
163		74			
164		86			
165		1,939			
計		19,814	41	1,034	1,034

適用職員数	21,923 人
-------	----------

教育職給料表(三) (看護専門学校に勤務する学校長、副学校長及び教員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30		1			
31					
32					
33					
34		1			
35					
36					
37					
38					
39					
40		1			
41					
42					
43					
44					
45		2			
46		1			
47					
48					
49		1			
50					
51					
52					
53					
54		1			
55					
56					
57					
58					
59					
60				1	
61					
62					
63		1			
64		1			
65					
66					
67				1	
68		1			
69		1			
70					
71					
72		2			
73		1			
74		1			
75					
76		1			

職務の級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
77		1			
78		1			
79		2			
80		1			
81					
82			1		
83					
84					
85			2		
86		1	1		
87		1			
88					
89			2		
90					
91					
92			2		
93					
94		1	1		
95					
96					
97					
98					
99		1	1		
100		1			
101					
102		1			
103		1			
104		1			
105					
106					
107					
108			1		
109					
110		1			
111		1			
112		1			
113		2	2		
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125		1			
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
計		36	13	2	

適用職員数	51人
-------	-----

研究職給料表 (試験所、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5		1				
6						
7		1				
8						
9		2				
10						
11						
12						
13		2				
14		1				
15		1				
16						
17		6				
18						
19		2				
20						
21		4				
22						
23						
24		2				
25		8				
26		2				
27						
28						
29		11				
30		2	1		1	
31		5	1			
32			1			
33		5	1			
34		3	1			
35		2	1			
36		3			1	
37		8	2			
38		4	1			
39		2			1	
40		4	1			
41		3	2		1	
42		5	3			
43		1	1			
44		3	3			
45		5	1			
46		7	2			
47		5	4			
48		2	4	1		
49		4	1			
50		3	2			
51						
52		5	1	1		
53		3				
54		7	3			
55		2	5	2		
56		4	4	2		
57		2	3			
58		3	1	1		
59		5	1	2		
60		2	4	4		
61			3	5		
62		3		5		
63		6	1	6		
64		2	3	4		
65		3	2	3		
66		5	1	3		
67		1	2			
68		2	6	2		
69		5	6	3		
70			5	2		
71		1	3	2		
72			2	1		
73		1		3		
74			1	4		
75		1	3	1		
76		2	6	2		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
77	人	人	5	1	3	人
78		1	5	2		
79		1	3	4		
80			4	2		
81			2	1		
82			5			
83			3			
84			3			
85		1	3			
86				2		
87		2	2			
88			5			
89			3	2		
90		1	3			
91			4			
92			2			
93			1			
94			1			
95			4			
96			4			
97						
98			5			
99			3			
100			2			
101			3			
102			2			
103			1			
104			1			
105			4			
106		1	3			
107						
108						
109			2			
110			1			
111			1			
112			2			
113		1	9			
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		192	200	73	7	

適用職員数	472 人
-------	-------

医療職給料表(一) (病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15		1			
16					
17		2			
18					
19					
20					
21					2
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29	1				
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37		1			
38		1			
39					
40					
41		1			
42					
43					
44					
45		1			
46			1		
47			2		
48			1	1	
49				1	
50					
51				2	
52					
53		1		1	
54			1		
55				1	
56					
57					
58				1	
59					
60				1	
61					
62			1		
63			1		
64					
65					
66					
67					
68					
69			1		
70					
71					
72					
73				1	
74			2	1	
75					
76				1	

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77	人	人	人	人	人
78					
79				1	
80					
81			1	13	
82					
83					
84					
85					
86			1		
87					
88					
89			5		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	1	8	17	25	2

適用職員数	53 人
-------	------

医療職給料表(二) (病院、診療所、保健所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5		1						
6								
7								
8								
9		1						
10								
11								
12								
13		2						
14								
15								
16		1						
17		10						
18								1
19								
20		2						
21		9						
22								
23		1						
24		1			1			
25		9						
26		3						
27								
28		2						
29		12	1					
30		1	3					
31		1	2				5	
32		2	4				1	
33		7					10	
34		5			2		1	
35		1	1				2	
36			4				2	
37		3	3					
38		4	1					
39		3	3		1			
40		4	2		1			
41		5	5				1	
42		2	1	1	1		1	
43		3	1					
44		2	5				2	
45								
46			2	1				
47			3			2		
48			1			2	1	
49			1		1	3		
50			1			2	2	
51		1						
52			1		1			
53			2		3	2	2	
54			1		1	2		
55			1		1	3		
56					4	3		
57							1	
58			2	1				
59					1	3		
60			2		1			
61					2	2		
62			1		3	1		
63			2		2	1		
64					4			
65		1	1		2			
66			1		4	1		
67						2		
68					3	4		
69				1	1	2		
70					1	4		
71					5	1		
72					3	1		
73				1	4	2		
74				1		2		
75					7			
76				1	2	1		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
77					2			
78					3			
79					2			
80					2			
81					4			
82					1			
83								
84								
85								
86								
87					2			
88					1			
89								
90								
91								
92								
93					13			
94				1				
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計		99	58	8	92	46	32	1

適用職員数	336 人
-------	-------

医療職給料表(三) (病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人						
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		7					
10							
11							
12							
13		10					
14							
15		8					
16							
17		9					
18							
19		8					
20							
21		2					
22							
23		5					
24							
25		3					
26							
27		6					
28		1					
29		5					
30		3					
31		2					
32		3	3				
33		1	1				
34		2	3				
35		3	1				
36			2				
37		1	2				
38		1	1				
39		3	3				
40		3	2				
41		2	1				
42		2					
43		4	1				
44			1				
45		2	1				
46		1	1			1	
47		5	3				
48		3	3			2	
49		1					
50		1	1			1	
51		1	2			2	
52		1	2				
53			2		1	1	
54		1	1			2	
55		1					
56						2	
57			3			1	
58						1	
59			1			2	
60				1		1	
61			2	3	1		
62			1	1			
63			2	3	3	2	
64				1	1	1	
65					2	1	
66			3	1	1	2	
67			3			4	
68			3	1	1	2	
69			2	2	2	2	
70			3		3	2	
71				1	2	2	
72		1	1	1	1	1	
73					2	1	
74				1	1	2	
75				1			
76				3	1	1	

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
77							
78						2	
79			1		1	2	
80				2	1		
81				1	2	1	
82					4		
83			2	3	1	2	
84				1	2		
85					1		
86			1	1	6		
87				1		1	
88					2		
89							
90					4		
91					3		
92				1	1		
93		1			21		
94			1	1			
95		1					
96							
97							
98				1			
99				1			
100				1			
101				2			
102				1			
103							
104				1			
105							
106		1					
107				1			
108				1			
109				1			
110				2			
111							
112							
113				3			
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
153	人	人	人	人	人	人	人
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		115	66	46	71	47	

適用職員数	345 人
-------	-------

福祉職給料表 (児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25	2					
26	1					
27						
28						
29						
30	3					
31						
32						
33	7					
34	2					
35	1					1
36	1					
37	3					1
38						1
39	1	2				1
40	1		1			
41	2	2				1
42						
43						
44						
45	3					
46	1	1				
47	3	1				
48	1					
49						
50	2			1		
51				2		
52				1		
53						
54	1					
55		1				
56						
57	1	1	1	1		
58	2					
59						
60						
61	4	2				
62						
63	2		1			
64				1		
65			1			
66			1	2		
67			1	1		
68				2		
69			1			
70			1	3		
71				1		
72			1			
73						
74				2	1	
75				1		
76					1	

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
77			1			
78			1			
79				1		
80				2		
81		1		2		
82				2		
83				1		
84						
85						
86						
87			2			
88						
89						
90						
91						
92						
93			1	11		
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
153						
計	44	11	14	37	2	5

適用職員数	113 人
-------	-------

特定任期付職員給料表

（高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用）

号 給	人 員
1	
2	
3	
4	
5	
6	1
7	1
人	
適用職員数	
2 人	

第6表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該 当 職 員 数					う ち 扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者 を 有 す る 者				
	行政職員	警 察 官	教 員	そ の 他		行政職員	警 察 官	教 員	そ の 他	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1 人	7,974	1,333	2,152	4,279	210	3,696	630	1,318	1,679	69
2 人	8,015	1,345	2,422	4,081	167	3,886	662	1,477	1,669	78
3 人	6,198	997	2,502	2,588	111	5,036	820	2,271	1,861	84
4 人	1,741	245	732	735	29	1,593	225	699	643	26
5 人	200	27	80	86	7	190	27	78	79	6
6 人	19	3	2	14	0	18	3	2	13	0
7人以上	6	0	2	4	0	6	0	2	4	0
計	24,153	3,950	7,892	11,787	524	14,425	2,367	5,847	5,948	263

- (注) 1 この表でいう「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 なお、全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.91人である。
- 2 扶養手当の受給者の全職員に占める割合は、43.2%である。
- 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,280円（平均扶養親族数は2.10人）である。
- 4 この表でいう「行政職員」とは行政職給料表適用職員、「警察官」とは公安職給料表適用職員、及び福祉職給料表適用職員をいう（以下第7表及び第8表について同じ。ただし、第8表の「そ

(平成29年職員給与実態調査)

うち 扶養親族である 子を有する者					うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者				
	行政職員	警察官	教員	その他		行政職員	警察官	教員	その他
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
3,828	589	788	2,317	134	450	114	46	283	7
7,802	1,290	2,394	3,956	162	279	69	40	164	6
6,178	995	2,497	2,576	110	170	41	36	91	2
1,741	245	732	735	29	107	23	27	56	1
199	27	79	86	7	41	11	12	17	1
19	3	2	14	0	3	2	0	1	0
6	0	2	4	0	2	0	0	2	0
19,773	3,149	6,494	9,688	442	1,052	260	161	614	17

「教員」とは教育職給料表適用職員、「その他」とは研究職給料表適用職員、医療職給料表適用職員
の他」には、特定任期付職員給料表適用職員を含む。）。

第7表 職員の住居手当の支給状況

(平成29年職員給与実態調査)

区 分	受 給 者 数				
	行政職員	警察官	教員	その他	
受 給 者	12,378	1,954	2,705	7,351	368
手 当 月 額 11,000 円 以 下 の 受 給 者	29	3	6	15	5
手 当 月 額 11,100 円 以 上 27,000 円 未 満 の 受 給 者	3,720	550	489	2,575	106
手 当 月 額 27,000 円 者 の 受 給 者	8,629	1,401	2,210	4,761	257
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額	25,820	25,872	26,383	25,619	25,423

(注) 住居手当の受給者の全職員に占める割合は、22.1%である。

第8表 職員の通勤手当の支給状況

(平成29年職員給与実態調査)

区 分	受 給 者 数				
	行政職員	警察官	教員	その他	
交通機関等のみ利用者	13,513	5,547	5,985	1,548	433
交通用具のみ使用者	34,879	2,400	3,360	28,376	743
うち加算対象者	377	129	38	199	11
交通機関等と交通用具との併用者	3,675	790	2,474	315	96
うち加算対象者	6	4	0	2	0
計	52,067	8,737	11,819	30,239	1,272
うち加算対象者	383	133	38	201	11
受給者1人当たり平均手当月額	10,071	15,521	14,314	6,633	14,943
交通機関等のみ利用者の1人当たり平均手当月額	16,695	17,603	15,563	16,812	20,281
交通用具のみ利用者の1人当たり平均手当月額	6,580	8,519	9,859	5,928	10,411
交通機関等と交通用具との併用者の1人当たり平均手当月額	18,848	22,169	17,344	20,174	25,940

(注) 1 通勤手当の受給者の全職員に占める割合は、93.2%である。

2 加算対象者とは、特地又はへき地の勤務公署に勤務する、自動車等の使用距離が片道25キロメートル以上である者等をいう。

第9表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成29年職員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上		
受給者	人 126	人 9	人 11	人 0	人 2	人 2	人 0	人 0	人 0	人 0	人 1	人 151	円 33,060

第10表 職員の管理職手当の支給状況

(平成29年職員給与等実態調査)

区分 組織	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
知事部局	部長	地方機関の長	次長技監	事業監	課長	主幹 地方機関の課長	地方機関の主幹			
学 校					校長		教頭 事務長			
警察本部				参事官	課長 署長	上席管理官 副署長				
受給者	人 11	人 19	人 86	人 114	人 1,557	人 623	人 118	人 1,583		

- (注) 1 職名は、それぞれの区分に対応する主なものであり、受給者欄に掲げる人数は、すべての受給者の合計である。
 2 事業監とは、対策監、推進監等をいう。
 3 学校とは、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校をいう。
 4 () 内は、特例条例による減額前の額である。

第11表 職員の地域手当の支給状況

(平成29年職員給与等実態調査)

区分	支給割合					
	計	非支給	10%	15%	16%	20%
人 員 (構 成 比)	人 55,891 (100%)	人 10 (0.0%)	人 55,789 (99.8%)	人 2 (0.0%)	人 54 (0.1%)	人 36 (0.1%)
平均手当月額	円 36,399	円 0	円 36,325	円 57,690	円 100,049	円 67,303

- (注) 人員及び平均手当月額には、異動保障によるものを含む。

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(平成29年職員給与実態調査)

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	147		12	124	4		5	2			
公安職給料表	124		3	38	32	50		1			
教育職給料表(一)	285	28	257								
教育職給料表(二)	181		181								
研究職給料表	4		1		3						
医療職給料表(二)	12			6	6						
医療職給料表(三)	2				2						
福祉職給料表	4			4							
給料表計	759										
60歳	423										
61歳	272										
62歳	29										
63歳	29										
64歳	6										

(注) 1 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

2 教育職給料表(二)特2級は、該当人員0であるため欄を設けていない(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(平成29年職員給与実態調査)

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	462		452	10							
教育職給料表(一)	817	36	781								
教育職給料表(二)	1,496		1,496								
教育職給料表(三)	2		2								
研究職給料表	11		11								
医療職給料表(二)	19			19							
医療職給料表(三)	6			6							
福祉職給料表	7		7								
給料表計	2,820										
60歳	522										
61歳	540										
62歳	673										
63歳	549										
64歳	536										

第13表 職員給与と国家公務員給与との比較

区 分	平成28年4月	平成27年4月	平成26年4月
ラスパイレス指数	100.9	100.9	102.9

- (注) 1 上記指数は、各年の地方公務員給与実態調査（総務省）による愛知県の指数を表し、国を100としたものである。
- 2 平成26年4月については、特例条例による減額後の給料月額（減額率3%。ただし、減額の対象は管理職手当受給者のみ）を基礎として算出したものである。

2 民間給与関係

平成29年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、平成29年4月現在における県内民間事業所の給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

愛知県人事委員会、名古屋市人事委員会、人事院及び各県等の人事委員会

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所
3,905事業所

② 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により層化し、これらの層から541事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第14表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員

初任給関係2,225人（行政職に相当する調査実人員2,112人）、初任給関係以外の調査職種26,459人（行政職に相当する調査実人員24,455人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、311,454人であり、行政職に相当するものは、272,408人である。）

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成29年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農業，林業，漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	33	6	8	7	7	5
製造業	202	52	36	15	68	31
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	80	16	22	5	26	11
卸売業，小売業	46	6	10	11	12	7
金融業，保険業，不動産業，物品賃貸業	21	13	2	2	4	0
教育，学習支援業，医療，福祉，サービス業	85	21	9	13	33	9
産業計	467	114	87	53	150	63

(注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が74所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、
「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業
(他に分類されないもの)」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務 ・ 技術 関 係	新卒事務員・技術者計	大学卒	204,316	207,327	201,172	187,539
		短大卒	177,303	177,470	※ 176,025	※ 181,000
		高校卒	167,681	167,637	166,966	170,919
	新卒事務員	大学卒	203,278	206,080	199,233	181,718
		短大卒	171,290	168,025	※ 176,025	※ 181,000
		高校卒	166,254	172,041	163,398	163,640
	新卒技術者	大学卒	206,184	210,398	203,188	193,826
		短大卒	※ 186,309	※ 186,309	—	—
		高校卒	168,468	165,195	168,610	178,938
そ の 他	新卒研究員	大学卒	209,116	210,000	※ 193,000	—
	準新卒医師	大学卒	※ 479,300	—	※ 479,300	—
	準新卒薬剤師	大学卒	※ 219,017	※ 211,148	※ 234,868	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	※ 186,400	※ 186,400	—	—
	新卒栄養士	短大卒	※ 184,000	—	※ 184,000	—
	準新卒看護師	養成所卒	212,702	211,246	※ 223,409	—
	準新卒准看護師	養成所卒	※ 184,192	※ 182,600	※ 185,000	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成28年度中に資格免許を取得し、平成29年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、平成26年3月大学卒業後、平成26年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成29年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「大学卒」には大学院修了を、「短大卒」には高等専門学校卒を含まない。

4 ※印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。

第16表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	55	53.2	794,357	4,092	790,265	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	18	54.8	750,328	0	750,328	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	806	52.5	671,251	1,435	669,816	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	447	53.0	724,724	3,375	721,349	
事務部次長	485	50.8	661,647	550	661,097	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技術部次長	349	51.3	716,068	432	715,636	
事務課長	1,748	49.0	588,531	6,900	581,631	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技術課長	1,598	49.3	633,494	2,877	630,617	
事務課長代理	609	47.3	560,197	30,166	530,031	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技術課長代理	421	48.4	545,960	25,817	520,143	
事務係長	1,953	44.4	470,945	58,257	412,688	係の長及び係長級専門職
技術係長	2,144	43.0	533,883	78,052	455,831	
事務主任	1,397	41.4	416,518	53,366	363,152	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
技術主任	1,306	42.4	462,099	87,064	375,035	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
事務係員	6,215	35.7	321,608	38,554	283,054	
技術係員	4,904	34.1	367,635	66,505	301,130	

(注) 基幹となる役職段階(部長、課長、係長、係員)が置かれている民間事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が、部長と課長の間位置付けられる従業員は部次長、課長と係長の間位置付けられる従業員は課長代理、係長と係員の間位置付けられる従業員は主任に含めて比較をしている。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給 与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	51	53.1	821,309	1,991	819,318	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
	工 場 長	16	54.6	774,265	0	774,265	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長	589	52.6	720,236	581	719,655	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	技 術 部 長	374	53.4	757,623	600	757,023	
	事 務 部 次 長	352	50.6	705,098	297	704,801	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
	技 術 部 次 長	314	51.5	735,934	391	735,543	中間職（部長-課長間）
	事 務 課 長	1,403	49.2	610,527	6,103	604,424	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	1,362	49.6	650,366	2,456	647,910	
	事 務 課 長 代 理	463	47.9	591,698	31,095	560,603	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
	技 術 課 長 代 理	337	49.0	563,568	24,965	538,603	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
	事 務 係 長	1,387	44.5	499,604	64,839	434,765	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	1,697	43.0	548,410	78,892	469,518	
	事 務 主 任	1,017	41.8	440,992	59,279	381,713	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
	技 術 主 任	1,013	43.2	487,094	92,043	395,051	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
	事 務 係 員	4,424	35.8	332,362	42,342	290,020	
技 術 係 員	3,614	34.3	374,944	66,696	308,248		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	4	53.4	559,818	22,371	537,447	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
工 場 長	1	x	x	x	x	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	162	52.6	606,464	2,197	604,267	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	57	51.2	610,201	16,492	593,709	
事 務 部 次 長	128	50.9	577,863	1,098	576,765	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
技 術 部 次 長	26	49.4	544,966	18	544,948	中間職（部長-課長間）
事 務 課 長	288	48.6	510,448	5,794	504,654	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
技 術 課 長	213	47.2	494,901	6,044	488,857	
事 務 課 長 代 理	127	46.0	490,853	27,000	463,853	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
技 術 課 長 代 理	70	46.7	493,009	19,108	473,901	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
事 務 係 長	491	44.2	409,398	42,941	366,457	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	349	42.7	453,991	76,750	377,241	
事 務 主 任	278	39.7	368,567	44,709	323,858	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
技 術 主 任	224	39.1	376,815	76,153	300,662	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
事 務 係 員	1,442	35.6	291,128	27,332	263,796	
技 術 係 員	1,005	33.0	344,076	68,027	276,049	

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
工 場 長	1	x	x	x	x	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	55	51.6	471,305	6,135	465,170	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	16	51.8	587,334	0	587,334	
事 務 部 次 長	5	53.0	453,727	0	453,727	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長-課長間）
技 術 部 次 長	9	52.0	571,066	3,135	567,931	
事 務 課 長	57	47.9	464,349	33,294	431,055	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長	23	48.1	545,305	8,253	537,052	
事 務 課 長 代 理	19	43.6	423,513	34,673	388,840	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
技 術 課 長 代 理	14	45.4	468,838	82,006	386,832	
事 務 係 長	75	43.7	403,439	51,586	351,853	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	98	43.5	422,271	56,837	365,434	
事 務 主 任	102	42.7	341,504	26,670	314,834	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
技 術 主 任	69	40.0	342,036	40,823	301,213	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
事 務 係 員	349	35.6	272,923	23,826	249,097	
技 術 係 員	285	36.4	331,284	54,999	276,285	

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
技能・労務関係職種						
電話交換手	1	x	x	x	x	
自家用乗用 自動車運転手	70	48.9	383,801	91,477	292,324	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守 衛	129	49.2	349,172	47,119	302,053	
用 務 員	10	52.5	205,951	8,316	197,635	
海 事 関 係 職 種						
船長・機関長	—	—	—	—	—	
一等航海士・ 一等機関士	—	—	—	—	—	
二等航海士・ 二等機関士	—	—	—	—	—	
三等航海士・ 三等機関士	—	—	—	—	—	
運 航 士	—	—	—	—	—	
甲板長・操機長	—	—	—	—	—	
甲板手・操機手	—	—	—	—	—	
甲板員・機関員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種						
大学学長・ 副学長・学部長	44	58.9	811,738	0	811,738	
大 学 教 授	147	57.8	761,308	0	761,308	
大 学 准 教 授	84	43.7	574,106	0	574,106	
大 学 講 師	23	39.6	509,181	0	509,181	
大 学 助 教	28	36.0	392,835	0	392,835	
高等学校校長	3	59.0	746,681	0	746,681	
高等学校教頭	12	60.2	601,289	791	600,498	
高等学校教諭	142	43.0	450,069	1,273	448,796	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	1	x	x	x	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)	
	研究部(課)長	27	47.3	712,749	60	712,689	2室(係)以上又は構成員7人以上の部 (課)の長
	研究室(係)長	22	41.5	628,807	483	628,324	構成員3人以上の室(係)の長
	主任 研 究 員	52	45.8	650,301	14,416	635,885	下記研究員より上位の者(研究所長の職名 を有する者、上記研究部(課)長及び研究 室(係)長を除く。)
	研 究 員	70	35.9	449,582	39,049	410,533	
	研 究 補 助 員	25	30.4	358,516	18,345	340,171	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	4	60.6	2,034,353	5,406	2,028,947	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	7	55.8	1,493,280	13,115	1,480,165	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	25	50.1	1,440,571	18,711	1,421,860	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	60	48.7	1,160,264	24,727	1,135,537	
	歯 科 医 師	4	46.4	698,149	0	698,149	
	薬 局 長	7	49.5	498,937	18,934	480,003	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	63	36.1	337,716	23,177	314,539	
	診療放射線技師	58	40.0	376,215	25,433	350,782	
	臨床検査技師	52	38.2	371,693	36,833	334,860	
	栄 養 士	48	33.7	279,951	10,736	269,215	
	理学療法士	127	33.2	299,832	13,417	286,415	
	作業療法士	99	32.6	288,017	11,050	276,967	
	総 看 護 師 長	10	51.4	592,009	0	592,009	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	89	48.0	469,663	17,773	451,890	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	321	36.1	340,545	34,450	306,095	
准 看 護 師	140	45.8	324,200	37,211	286,989		

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

その3 再雇用者

企業規模計

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務・技術関係職種	支店長・工場長	1	x	x	x	x	その1の1企業規模計の備考欄参照
	60歳男性	—	—	—	—	—	
	事務・技術部長	38	62.9	582,337	454	581,883	
	60歳男性	4	—	633,385	532	632,853	
	事務・技術部次長	9	63.7	428,570	0	428,570	
	60歳男性	—	—	—	—	—	
	事務・技術課長	46	62.9	364,346	181	364,165	
	60歳男性	8	—	407,617	428	407,189	
	事務・技術課長代理	19	62.7	393,206	29,689	363,517	
	60歳男性	3	—	506,244	60,771	445,473	
	事務・技術係長	42	62.7	277,212	17,127	260,085	
	60歳男性	9	—	293,317	23,861	269,456	
	事務・技術主任	6	62.9	284,837	13,624	271,213	
	60歳男性	—	—	—	—	—	
	事務・技術係員	881	62.7	281,173	19,631	261,542	
	60歳男性	150	—	299,797	23,813	275,984	

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第17表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等（事務・技術関係職種）

1 企業規模計

（平成29年職種別民間給与実態調査）

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	73	53.6	782,738	3,012	779,726
大 学 卒	51	53.6	811,231	67	811,164
短 大 卒	5	53.4	715,390	0	715,390
高 校 卒	15	53.5	699,536	14,895	684,641
中 学 卒	2	54.4	853,087	0	853,087
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	1,253	52.7	690,395	2,130	688,265
大 学 卒	1,035	52.5	709,903	2,334	707,569
短 大 卒	44	53.0	642,541	364	642,177
高 校 卒	170	53.5	602,938	1,501	601,437
中 学 卒	4	51.6	462,027	0	462,027
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	834	51.0	685,219	499	684,720
大 学 卒	722	50.9	699,361	504	698,857
短 大 卒	28	50.2	632,817	676	632,141
高 校 卒	82	52.5	570,536	403	570,133
中 学 卒	2	50.5	535,407	0	535,407
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	3,346	49.2	613,899	4,630	609,269
大 学 卒	2,468	48.8	628,447	3,728	624,719
短 大 卒	213	49.9	569,779	6,971	562,808
高 校 卒	654	50.7	564,080	7,164	556,916
中 学 卒	11	52.1	537,895	54,351	483,544

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額		(A)-(B)
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	1,030	47.7	554,488	28,422	526,066
大 学 卒	646	46.1	574,236	22,134	552,102
短 大 卒	71	48.5	527,699	37,701	489,998
高 校 卒	310	50.7	522,907	38,876	484,031
中 学 卒	3	50.8	440,629	24,076	416,553
事務係長・技術係長	4,097	43.5	510,669	70,751	439,918
大 学 卒	2,656	41.3	518,446	74,058	444,388
短 大 卒	311	46.5	499,721	67,812	431,909
高 校 卒	1,105	48.8	493,080	62,626	430,454
中 学 卒	25	50.6	443,979	48,219	395,760
事務主任・技術主任	2,703	41.9	441,161	71,585	369,576
大 学 卒	1,695	40.1	450,368	74,623	375,745
短 大 卒	267	44.0	406,204	58,160	348,044
高 校 卒	716	45.5	430,192	67,956	362,236
中 学 卒	25	47.0	469,942	103,183	366,759
事務係員・技術係員	11,119	34.9	344,435	52,416	292,019
大 学 卒	7,090	32.8	353,155	56,445	296,710
短 大 卒	1,254	39.3	330,432	41,856	288,576
高 校 卒	2,709	38.4	328,092	46,720	281,372
中 学 卒	66	46.5	313,783	45,572	268,211

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
支 店 長 ・ 工 場 長	67	53.5	809,209	1,479	807,730
大 学 卒	46	53.1	847,220	78	847,142
短 大 卒	5	53.4	715,390	0	715,390
高 校 卒	14	54.8	715,208	6,994	708,214
中 学 卒	2	54.4	853,087	0	853,087
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	963	53.0	735,085	588	734,497
大 学 卒	829	52.7	745,338	625	744,713
短 大 卒	34	54.6	675,533	504	675,029
高 校 卒	99	54.4	675,169	334	674,835
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	666	51.1	720,662	344	720,318
大 学 卒	590	50.9	730,695	354	730,341
短 大 卒	22	50.3	666,969	904	666,065
高 校 卒	54	53.4	617,260	0	617,260
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	2,765	49.4	634,088	3,946	630,142
大 学 卒	2,106	49.0	642,655	3,388	639,267
短 大 卒	165	50.3	602,705	7,877	594,828
高 校 卒	489	51.1	599,298	5,616	593,682
中 学 卒	5	51.7	632,873	130	632,743

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	800	48.3	579,932	28,531	551,401
大 学 卒	500	46.4	587,625	20,390	567,235
短 大 卒	62	48.5	550,976	38,406	512,570
高 校 卒	236	52.2	572,156	43,058	529,098
中 学 卒	2	54.6	517,928	0	517,928
事務係長・技術係長	3,084	43.5	532,851	74,412	458,439
大 学 卒	1,979	41.0	535,965	77,490	458,475
短 大 卒	215	47.0	545,756	77,512	468,244
高 校 卒	875	49.4	521,467	65,310	456,157
中 学 卒	15	53.5	457,158	31,720	425,438
事務主任・技術主任	2,030	42.6	467,399	78,046	389,353
大 学 卒	1,265	40.7	473,645	80,417	393,228
短 大 卒	179	44.6	440,029	67,871	372,158
高 校 卒	566	46.4	460,229	74,678	385,551
中 学 卒	20	48.9	476,034	100,466	375,568
事務係員・技術係員	8,038	35.0	353,779	54,591	299,188
大 学 卒	5,228	32.8	359,726	57,925	301,801
短 大 卒	935	39.7	340,519	43,615	296,904
高 校 卒	1,846	38.7	343,657	50,682	292,975
中 学 卒	29	47.9	359,509	69,388	290,121

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。

「x」は、調査実人員が1人の場合である。

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額		(A)-(B)
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	5	53.8	580,071	18,115	561,956
大 学 卒	4	57.2	589,434	0	589,434
短 大 卒	—	—	—	—	—
高 校 卒	1	x	x	x	x
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	219	52.2	607,494	6,134	601,360
大 学 卒	160	52.3	629,208	7,387	621,821
短 大 卒	9	49.5	578,731	0	578,731
高 校 卒	50	52.2	547,432	3,394	544,038
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	154	50.7	572,502	922	571,580
大 学 卒	123	50.6	585,590	1,092	584,498
短 大 卒	6	50.0	531,308	0	531,308
高 校 卒	23	51.0	508,455	230	508,225
中 学 卒	2	50.5	535,407	0	535,407
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	501	48.0	503,735	5,902	497,833
大 学 卒	309	47.2	530,462	4,386	526,076
短 大 卒	45	48.6	453,879	1,007	452,872
高 校 卒	144	49.6	463,437	10,233	453,204
中 学 卒	3	51.6	454,033	20,927	433,106

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	197	46.2	491,597	24,278	467,319
大 学 卒	122	45.3	549,865	21,396	528,469
短 大 卒	6	48.3	416,845	26,553	390,292
高 校 卒	68	47.5	408,274	28,140	380,134
中 学 卒	1	x	x	x	x
事務係長・技術係長	840	43.5	428,195	57,192	371,003
大 学 卒	564	42.2	450,390	61,121	389,269
短 大 卒	85	45.1	377,893	42,015	335,878
高 校 卒	182	46.6	386,179	51,422	334,757
中 学 卒	9	47.6	434,273	81,903	352,370
事務主任・技術主任	502	39.4	372,366	59,191	313,175
大 学 卒	326	37.5	389,734	64,484	325,250
短 大 卒	65	43.7	351,497	45,187	306,310
高 校 卒	106	42.2	333,046	50,463	282,583
中 学 卒	5	41.1	450,240	111,972	338,268
事務係員・技術係員	2,447	34.4	316,136	46,553	269,583
大 学 卒	1,518	32.6	334,399	53,223	281,176
短 大 卒	251	37.6	291,436	36,259	255,177
高 校 卒	647	36.9	281,112	34,948	246,164
中 学 卒	31	46.0	277,895	19,912	257,983

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。

「x」は、調査実人員が1人の場合である。

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
支 店 長 ・ 工 場 長	1	x	x	x	x
大 学 卒	1	x	x	x	x
短 大 卒	—	—	—	—	—
高 校 卒	—	—	—	—	—
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	71	51.6	497,271	4,762	492,509
大 学 卒	46	50.8	517,915	7,036	510,879
短 大 卒	1	x	x	x	x
高 校 卒	21	54.1	471,870	757	471,113
中 学 卒	3	50.7	418,561	0	418,561
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	14	52.4	529,561	2,026	527,535
大 学 卒	9	53.2	572,660	489	572,171
短 大 卒	—	—	—	—	—
高 校 卒	5	50.7	445,358	5,029	440,329
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	80	48.0	486,920	26,312	460,608
大 学 卒	53	46.9	501,018	17,999	483,019
短 大 卒	3	49.4	476,367	46,176	430,191
高 校 卒	21	49.5	455,715	22,523	433,192
中 学 卒	3	53.2	477,077	156,411	320,666

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
事務課長代理・技術課長代理	人 33	歳 44.3	円 442,341	円 54,335	円 388,006
大 学 卒	24	44.8	465,056	58,176	406,880
短 大 卒	3	48.8	417,282	54,964	362,318
高 校 卒	6	40.1	367,040	39,076	327,964
中 学 卒	—	—	—	—	—
事務係長・技術係長	173	43.6	413,790	54,472	359,318
大 学 卒	113	42.8	434,280	55,193	379,087
短 大 卒	11	44.2	369,633	41,573	328,060
高 校 卒	48	45.5	380,003	57,026	322,977
中 学 卒	1	x	x	x	x
事務主任・技術主任	171	41.6	341,720	32,404	309,316
大 学 卒	104	40.9	350,119	32,847	317,272
短 大 卒	23	40.5	337,553	29,530	308,023
高 校 卒	44	43.7	325,017	32,828	292,189
中 学 卒	—	—	—	—	—
事務係員・技術係員	634	36.0	300,633	38,627	262,006
大 学 卒	344	33.1	306,881	40,092	266,789
短 大 卒	68	36.9	277,380	26,905	250,475
高 校 卒	216	39.8	297,568	38,291	259,277
中 学 卒	6	42.2	310,129	91,476	218,653

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。

「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第18表 民間における初任給の改定状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計	% 69.8	% (41.2)	% (58.8)	% —	% 30.2
	500人以上	92.7	(53.0)	(47.0)	—	7.3
	100人以上 500人未満	56.1	(23.7)	(76.3)	—	43.9
	50人以上 100人未満	34.0	(15.8)	(84.2)	—	66.0
高校卒	規模計	42.3	(54.7)	(45.3)	—	57.7
	500人以上	59.5	(62.6)	(37.4)	—	40.5
	100人以上 500人未満	31.7	(42.3)	(57.7)	—	68.3
	50人以上 100人未満	16.7	(27.2)	(72.8)	—	83.3

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第19表 民間における定期昇給制度の状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

役職 段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給制度あり			定期昇給 制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	規模計	% 93.6	% 46.7	% 83.1	% 46.6	% 6.4
	500人以上	93.2	44.2	85.7	54.6	6.8
	100人以上 500人未満	93.9	50.9	79.4	41.9	6.1
	50人以上 100人未満	94.2	43.6	84.4	32.7	5.8
課長級	規模計	79.7	40.3	82.6	45.4	20.3
	500人以上	71.7	35.8	87.3	52.1	28.3
	100人以上 500人未満	85.8	45.4	77.0	40.8	14.2
	50人以上 100人未満	90.3	39.3	84.5	38.6	9.7

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
84.8%	(89.2%)	[15.5%]	[14.9%]	[69.6%]

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

(注) 2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

(平成29年職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,104円
配偶者と子1人	19,268円
配偶者と子2人	24,109円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第21表 民間における住宅手当の支給状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合
支給する	51.3%
支給しない	48.7%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

(注) 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

企業規模	係員		課長級		部長級（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	%	%	%	%	%	%
規模計	58.5	41.5	52.4	47.6	51.3	48.7
500人以上	54.5	45.5	45.6	54.4	44.7	55.3
100人以上500人未満	62.7	37.3	58.4	41.6	56.8	43.2
50人以上100人未満	60.4	39.6	58.7	41.3	59.4	40.6

第23表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
	%	%	%	%
31%以上	4.6	4.6	6.9	6.9
30%	62.8	67.4	31.5	38.4
29%	0.0	67.4	0.0	38.4
28%	0.0	67.4	0.0	38.4
27%	0.0	67.4	0.0	38.4
26%	0.2	67.6	0.3	38.7
25%	32.4	100.0	61.3	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第24表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級 (行政職給料表)	民間従業員					
	企業規模500人以上			企業規模100人以上 500人未満		企業規模50人以上 100人未満
10級	支店 工場	長	長	/		
9級						
8級	課	長	長	支店 工場	長	長
7級						
6級	課	長	代理	課	長	支店 工場
5級						
4級	係	長	代理	課	長	代理
3級	主任		係	長	係	長
2級	係	員		主任		主任
1級				係	員	係

3 生計費関係

平成29年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	……………	食料
住居関係費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……………	被服及び履物
雑費Ⅰ	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の勤労単身世帯の費目別標準生計費（平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）に消費者物価、消費水準の変動分を加えて算出した値）に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

2人～5人世帯については、家計調査（名古屋市・勤労者世帯）における平成29年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成28年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 名古屋市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成29年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	27,830	49,050	57,430	65,820	74,190
住居関係費	42,130	51,990	44,390	36,800	29,200
被服・履物費	5,050	12,670	16,490	20,310	24,130
雑費Ⅰ	26,860	36,310	50,040	63,770	77,490
雑費Ⅱ	13,840	40,330	43,710	47,110	50,500
計	115,710	190,350	212,060	233,810	255,510

<参考> 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.567	0.664	0.761	0.858
住居関係費	1.142	0.975	0.808	0.641
被服・履物費	0.426	0.554	0.682	0.811
雑費Ⅰ	0.321	0.442	0.563	0.684
雑費Ⅱ	0.394	0.427	0.460	0.494

4 労働経済関係

第26表 労働経済指標

その1 全国集計

項目 年月	①	②	③	④	⑤				⑥			
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数 (調査産業計)	有効求人 倍率 (季節調整値)	完全失 業率 (季節調整値)	きま っ て 支 給 す る 給 与 (調 査 産 業 計)				所 定 内 給 与 (調 査 産 業 計)			
	前 期 比 (%)	前年同月比 (%)	(倍)	(%)	(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)
平成28年4月		0.8	1.33	3.2	293.8	0.5	357.0	0.5	267.6	0.4	323.4	0.4
5月	0.5	0.8	1.35	3.2	287.5	0.3	348.6	0.2	263.0	0.1	317.5	0.1
6月		0.9	1.36	3.1	290.3	0.0	352.3	△0.1	265.7	0.1	320.8	0.0
7月		0.8	1.37	3.0	290.1	0.3	352.4	△0.1	265.5	0.4	321.1	0.2
8月	0.2	0.9	1.37	3.1	288.3	0.3	350.3	0.3	264.3	0.5	319.7	0.4
9月		1.0	1.38	3.0	289.1	0.3	351.5	0.2	265.0	0.5	320.6	0.3
10月		0.9	1.40	3.0	291.0	0.4	353.8	0.1	265.6	0.5	321.4	0.2
11月	0.4	1.0	1.41	3.1	290.7	0.6	353.6	0.3	265.1	0.7	320.8	0.4
12月		1.0	1.43	3.1	290.7	0.5	354.4	0.4	264.9	0.6	321.4	0.6
平成29年1月		1.1	1.43	3.0	288.1	0.4	351.1	0.2	263.4	0.6	319.6	0.3
2月	0.3	1.1	1.43	2.8	289.3	0.3	353.1	0.3	264.1	0.3	320.7	0.2
3月		1.1	1.45	2.8	291.4	△0.2	354.3	△0.3	266.1	0.0	322.0	△0.1
4月		1.6	1.48	2.8	295.0	0.3	357.5	0.1	268.9	0.6	324.2	0.3
5月	(p)0.6	1.8	1.49	3.1	289.1	0.5	349.8	0.3	264.8	0.7	319.0	0.4
6月		1.5	1.51	2.8	291.5	0.4	352.8	0.2	267.3	0.7	321.8	0.4
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省	厚生労働省							

- (注) 1 (p)の付されている数値は速報値である。
 2 ①は平成23年基準、②、⑤、⑥、⑩、⑪、⑫は平成27年基準である。
 3 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。
 4 ⑩は農林漁家世帯を除く数値である。

⑦ 所定外給与 (調査産業計)				⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消費支出 [二人以上の世帯のうち勤労者世帯]			⑪ 消費者物価指数 (総合)	⑫ 国内企業物価指数
		一般労働者						名目	実質			
(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	
26.3	0.9	33.6	0.9	153.8	13.3	337.3	1.3	1.6	△0.3	△4.4		
24.5	0.9	31.1	0.9	142.7	12.2	308.0	△2.9	△2.4	△0.5	△4.6		
24.6	△0.1	31.4	△0.3	154.0	12.5	277.5	△5.4	△5.0	△0.4	△4.5		
24.5	△1.3	31.3	△1.8	151.5	12.5	303.9	△3.7	△3.3	△0.4	△4.2		
24.0	△1.1	30.6	△1.4	145.0	11.9	302.0	△4.9	△4.4	△0.5	△3.8		
24.1	△0.4	30.9	△0.4	148.8	12.5	297.3	△0.7	△0.2	△0.5	△3.3		
25.4	△0.1	32.4	△0.5	148.3	12.8	306.6	△1.2	△1.4	0.1	△2.7		
25.6	△0.6	32.8	△0.8	150.5	13.1	295.3	0.1	△0.5	0.5	△2.3		
25.9	△1.1	33.0	△1.4	148.0	13.1	350.3	3.0	2.6	0.3	△1.2		
24.7	△0.5	31.5	△1.0	139.2	12.3	307.3	△1.8	△2.4	0.4	0.5		
25.2	0.7	32.4	1.0	146.7	12.7	298.2	0.0	△0.4	0.3	1.1		
25.3	△1.7	32.4	△1.8	150.3	13.1	337.4	0.6	0.3	0.2	1.4		
26.1	△0.6	33.3	△0.8	153.1	13.2	330.4	△2.1	△2.6	0.4	2.1		
24.2	△1.0	30.8	△1.0	144.7	12.3	314.1	2.0	1.5	0.4	2.1		
24.2	△1.6	30.9	△1.6	154.2	12.3	296.7	7.2	6.7	0.4	2.2		
働 省						総 務 省			日本銀行			

その2 愛知県集計

年月	① 常用雇用 指数 (調査産業計)	② 有効求人 倍率 (季節調整値)	③ 完全失 業率 (季節調整値)	④ きまって支給する給与 (調査産業計)		⑤ 所定内給与 (調査産業計)	
	前年同月 比 (%)	(倍)	(%)	(千円)	前年同月 比 (%)	(千円)	前年同月 比 (%)
平成28年4月	0.4	1.61	2.3	309.1	1.0	274.1	0.9
5月	△0.5	1.62		304.7	0.9	271.9	0.6
6月	0.6	1.62		308.6	1.1	274.3	1.1
7月	0.1	1.62	2.1	311.5	1.4	277.3	2.1
8月	0.4	1.62		305.7	0.8	273.2	1.2
9月	0.3	1.64		306.1	0.5	272.8	0.7
10月	0.3	1.66	2.4	308.2	0.2	274.3	0.7
11月	0.2	1.68		309.4	1.1	275.1	1.7
12月	0.6	1.70		311.3	1.2	276.4	1.7
平成29年1月	0.0	1.70	2.5	304.3	△0.7	272.6	0.0
2月	0.5	1.72		306.6	0.3	272.5	0.3
3月	0.4	1.77		312.2	△0.1	277.9	0.6
4月	0.8	1.82	2.7	311.7	0.9	278.0	1.5
5月	1.2	1.86		305.8	0.3	273.6	0.7
6月	0.0	1.86		309.8	0.4	276.4	0.8
資料出所	愛知県民 生活部統計課	愛知労働局	愛 知 県 民 生 活				

(注) 1 ①、④、⑤、⑨、⑩は、平成27年基準（ただし、①、④、⑤の平成28年12月以前は平成22年基準）である。
 2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は、事業所規模30人以上の数値である。

⑥ 所定外給与 (調査産業計)	⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)	⑨ 消費支出 [二人以上の世帯のうち勤労者世帯] (名古屋市・勤労者世帯)		⑩ 消費者物価指数 (総合・名古屋市)
			名	目	
(千円)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)
35.0	156.0	16.8	343.1	11.3	△0.5
32.8	143.9	15.6	316.3	9.6	△0.7
34.3	158.4	16.4	303.9	17.5	△0.5
34.3	156.3	16.6	296.7	10.2	△0.6
32.5	145.3	15.2	285.5	△6.1	△0.6
33.3	153.6	16.2	285.8	1.4	△0.5
33.9	151.7	16.2	288.6	△3.9	△0.1
34.3	154.5	16.4	328.4	36.8	0.2
34.9	150.8	16.3	391.7	11.5	0.0
31.7	140.1	15.2	304.0	△0.5	0.1
34.1	151.0	16.6	306.3	△7.5	△0.1
34.3	154.9	16.6	434.9	30.9	△0.1
33.7	156.8	16.6	356.2	3.8	0.0
32.2	146.5	15.9	312.3	△1.3	0.1
33.4	158.0	16.2	267.4	△12.0	0.1
部 統 計 課			総 務 省		